

平成28年

上砂川町議会議録

第3回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

| | |
|------------------|---|
| 出席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |

平成28年第3回臨時会

(4月28日)

| | |
|---|---|
| 議事日程 | 3 |
| 会議録署名議員 | 3 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員指名について | 3 |
| 会期決定について | 3 |
| 議案第21号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決） | 3 |
| 閉会の宣告 | 4 |

出席議員

| 議席 番号 | 氏 名 | 3 臨 |
|----------|---------|------|
| | | 4.28 |
| 1 | 伊 藤 充 章 | ○ |
| 2 | 川 岸 清 彦 | ○ |
| 3 | 吉 川 洋 | ○ |
| 4 | 齋 藤 勝 男 | ○ |
| 5 | 数 馬 尚 | ○ |
| 6 | 高 橋 成 和 | ○ |
| 7 | 横 溝 一 成 | ○ |
| 8 | 大 内 兆 春 | ○ |
| 9 | 堀 内 哲 夫 | ○ |

説明のため出席した者

| 役 職 名 | 氏 名 | 3 臨 |
|-----------------|---------|------|
| | | 4.28 |
| 町 長 | 奥 山 光 一 | ○ |
| 副 町 長 | 林 智 明 | ○ |
| 教 育 長 | 飯 山 重 信 | ○ |
| 教 育 委 員 長 | 栗 原 順 道 | × |
| 監 査 委 員 | 横 林 典 夫 | ○ |
| 議 会 事 務 局 長 | | |
| 監 査 事 務 局 長 | 内 野 博 之 | ○ |
| 総 務 課 長 | 米 田 淳 一 | ○ |
| 企 画 課 長 | 浅 利 基 行 | ○ |
| 建 設 課 長 | 佐 藤 康 弘 | ○ |
| 住 民 課 長 | 斉 藤 昭 彦 | ○ |
| 福 祉 課 長 | 扇 谷 洋 子 | ○ |
| 地 域 支 援 推 進 室 長 | 永 井 孝 一 | ○ |
| 税 務 出 納 課 長 | 西 村 英 世 | ○ |
| 教 育 次 長 | 斉 藤 琢 也 | ○ |

事務局職員出席者

| 職 名 | 氏 名 | 3 臨 |
|-------------|---------|------|
| | | 4.28 |
| 議 会 事 務 局 長 | 内 野 博 之 | ○ |
| 書 記 | 藤 本 沙 希 | ○ |

平成 28 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 28 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 10 時 07 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4 月 28 日 1 日間
- 第 3 議案第 21 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

| | |
|-----|---------|
| 4 番 | 齋 藤 勝 男 |
| 5 番 | 数 馬 尚 |

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 3 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、齋藤議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎議案第 21 号

○議長（堀内哲夫） 日程第 3、議案第 21 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 21 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する……失礼いたしました。等の削除を願います。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、上砂川町税条例等の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求め

てまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願います。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、これに準拠し、規定している本町の税条例関係条項を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、法人町民税の法人税割の税率につきまして、現行の12.1%から3.7%引き下げ、8.4%とするもので、平成29年4月1日から施行するものであります。

軽自動車税では、平成29年4月1日施行として、名称を種別割に変更し、新たに燃料基準値達成度等に応じた環境性能割を創設するものであります。なお、環境性能割の賦課徴収は、当分の間北海道が行うこととされており。また、燃費性能に応じた軽減税率を適用するグリーン化特例につきましては、平成28年度限りとされているものを1年間延長し、平成29年度までとするものであります。

国民健康保険税につきましては、課税限度額の改正といたしまして、基礎課税額を現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行12万円から19万円に引き上げるもので、また低所得者に係る軽減の拡充といたしまして軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法の変更を行うもので、平成28年4月1日から適用するものであります。

その他の改正といたしましては、法律等の改正にかかわります規定の整備などを行うものであり

ます。

以上が主な改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第21号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成28年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚